

議第二百二十五号

令和元年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和元年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金四二、八六一、九一一円を次のとおり処分するものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 一九、六九四、二五四円
- 二 減債積立金の積立て 二三、一六七、六五七円